
○議長（近藤八郎君） ただいまから、令和3年第1回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、傍聴席を閉鎖し、説明員である課長等の人数を制限しております。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番 春日隆司 議員及び5番 我孫子洋昌 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 行政報告をする前に、今臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

既に、冬の風物詩である本町発祥のアイスキャンドルを題材としたイベントも、このコロナ禍の中、関係者の努力によりまして、中止することなく盛況のうちに開催され、幕を閉じたところであります。

そして、その新型コロナウイルス感染においては、国内の感染者が少しずつ減少しつつある状況ではありますが、いまだ終着点は見えないところでもあります。

このような折、第1回下川町議会臨時会を開会させていただきましたところ、議員各位には大変御多用な中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

今臨時会において提案させていただく議案は、今ほど申し上げました新型コロナウイルスに係る事案でございまして、令和2年度の補正予算として計上し、提案させていただくものでございます。議案審査に当たりましては、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告1件について、報告をさせていただきます。

役場駐車場で発生した落雪による事故について、御報告申し上げます。

去る2月1日、午後8時44分頃、役場駐車場において、役場庁舎屋上に降り積もった雪が暖気により落雪し、駐車場に駐車しておりました、XXXXXXXXXXが所有する自動車に衝突し損傷したものであります。

今後の対応といたしましては、全国町村会総合賠償補償保険の取組を進め、損傷した自動車の賠償額が確定いたしましたら、改めて御提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今回、このような事故が起きたことに対し、深くお詫び申し上げるとともに、今後の施設管理について十分注意し、事故防止に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますよう御報告申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 議案第1号「令和2年度下川町一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷一之君） 議案第1号 令和2年度下川町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度一般会計の第10回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ966万円を追加し、総額を56億5,655万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、緊急を要するもの、補助採択によるものでございます。

補正の概要を申し上げますと、衛生費では、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に向けて、可能な限り迅速かつ的確に実施できるよう、体制確保などに必要な経費を計上しております。

商工労働費では、特定地域づくり事業協同組合として認定を受けた「下川事業協同組合」が実施する、特定地域づくり事業に対する補助金を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国庫支出金及び繰入金を計上しております。

次に、第2条の繰越明許費の設定であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、令和2年度内に終了することが困難なことから、繰越明許費として予算に定め、執行するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは私の方から、お手元の資料「議案第1号説明資料 補正予算概要書」で御説明させていただきます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制を図るため、接種券の発行のための消耗印刷製本費やシステム改修委託料など必要な経費915万円を、補助率10分の10の国の補助を受け、歳出及び歳入を計上するものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（現時点案）でございしますが、基本的な考えといたしましては、今回のワクチン接種は国の指示の下、市町村において予防接種を実施するものでございます。

接種対象予定者でございしますが、右の人口算出基準日…令和3年1月1日付けでございしますが、それに基づきまして65歳以上1,269人、16歳以上64歳以下1,567人としてございます。全体的には2,836人を現時点では予定してございます。うち医療従事者等70人、64歳以下の基礎疾患につきましては約200人を想定してございます。

次に、接種順位でございしますが、これも現時点でございしますが、国の指示どおり…まずは医療従事者等を3月下旬から接種予定で考えてございます。この医療従事者等というのは、まず病院の職員、それから保健師、それから消防職員を指してございます。

次に、65歳以上高齢者でございしますが、今のところ早くも4月上旬からの接種を考えてございます。1回目、2回目をそれぞれ2か月以内で実施できるようにというふうに国の指示もございしますので、それを念頭に準備を進めているところでございます。

次に、64歳以下の基礎疾患を有する者、それから高齢者施設等の従事者、これにつきましては5月以降の接種を考えてございます。

それ以外の者につきましては、今申し上げましたとおり、優先順位以降に順次接種を考えてございます。

次に、接種券…クーポン券ともいわれているものでございしますが、その発行につきましては、まず65歳以上の接種券の発行は、3月中旬以降の予定で今現在準備を進めることとしてございます。

次に、64歳以下の基礎疾患を有する者、それから高齢者施設等の従事者、そしてそれ以外の者につきましては、5月初め頃に接種券を発行する予定でございます。

接種券や案内が届いた後の接種の流れといたしましては、まずは案内文や接種文…これらの説明文を読んでいただき、接種を希望するかどうかを決めていただきたいと思います。その上で接種を希望する場合は、事前に予約をしていただくことになると今考えてございます。予約方法につきましては、電話での予約を今現在は考えてございます。

次に、ワクチン接種費用でございしますが、これにつきましては国の負担としているところでございます。個人の接種料については無料ということで進めていきます。

次に、集団接種スケジュール（イメージ）でございします。これにつきましては、現時

点では接種場所を総合福祉センター「ハピネス」での接種を予定してございます。接種は原則として、下川町に住民票が有る方は下川町での接種となります。しかしですね、やむを得ない事情で町外に長期滞在している場合…このような場合は例外的に他の市町村で受けることが可能となっております。このスケジュールのイメージでございませぬが、これにつきましては1日の接種人数を多い時でおおむね60人を想定して試算してございます。この予定でいきますと、9月末…ここにですね…国の方も接種を9月末には完了したいというような目標を持ってございますので、我々といたしましても9月末の接種完了を目指し、今後進めてまいりたいと思っております。

なお、下川町の新型コロナウイルスワクチンの接種についての内容ということで、今言ったスケジュールですとか、接種の流れにつきましては、3月号の広報をもってお知らせをする予定でございませぬ。

以上で私の方からの説明を終わりたいと思っております。

○議長（近藤八郎君） ただいま、詳細説明がございましたが、もう1件についての説明も予定されておりますが、担当課長がちょっと中座しましたので、最初にコロナの関係について質疑を受けたいと思っております。

質疑ありませんか。

1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） 前回、12月の第4回定例会の一般質問で私が行ったものですが、1月に町の方も職員が感染したということが現実として出てきたわけですが、その時に一般質問で言った…家族が感染して、同居する家族の…例えば高齢者、またはひとり親の場合は子供さんなどが、検査の結果、陰性となって、保護する家族が入院した場合、残された家族をどのように対処するかという質問をいたしました。お答えはですね、町の方で相談して協議して進めてまいりたいという答弁でしたが、その後の経過がまだ来ていませんので、これは早急にお答えいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。12月に一般質問を頂きまして、内部でも担当課を中心に対応策については検討を進めてきていたところでございませぬ。最終的には2月の初めに情報を共有するというかたちで最終的な確認をさせていただいております。

基本的な考え方でございませぬが、今お話があったとおり、在宅での介護者等が濃厚接触者あるいは疑いのある方になった場合の対応ということでございませぬ。

検査を受けることとなりますので、基本的には検査結果が出るまでの間、あるいは陰性になった場合についても一定期間、自宅での待機などが必要になってくるのが想定されます。この間の介護なり…例えば子供の面倒をどういうふうなかたちでみるかとい

うところになってくるんだと思います。そういった場合については、個々の状況というのは…千差万別でございまして、一律ではございませんので、まずそこについては、きちんと相談体制を確保していくということをまず考えたいというふうに思っております。

当然、対策本部会議の事務局であります保健師…ハピネスでございますけれども、これまでもいろいろな相談に乗っていただいておりますので、その延長線上を含めて、コロナ感染症の対策も含めて、いろいろな相談窓口になっておりますので、まずはそこ…あるいは介護者の場合でしたらケアマネージャーの方ですとか、ヘルパーの方に御相談をいただければ、ハピネスの保健師中心に…そういった相談体制をきちんとつくっていききたいというふうに考えております。

基本的に濃厚接触者になった方については、本人には保健所から通知されますけれども、誰かというのは公表されないかたちになっておりますので、我々行政としても対応を非常に慎重に行わなければならないというふうに思っております。過度の対応を取ると個人が特定されてしまう恐れもありますので、そういった慎重な対応を取って、まずは相談体制をきちんと進めていくということが一番でございます。

その上で、自分でできる方はいいんですけども、できない方がいらっしゃると思いますので、基本的には家族、親戚等で対応ができるかどうか、その辺についてがまずは第一になってくるかと思っておりますので、その辺の対応を基本としていききたいというふうに考えております。

その上で、その家族等の方が対応できない場合についてどうしていくかというところでございますけれども、例えば介護者の場合でございますけれども、これまでケアマネージャー、あるいは介護サービス事業者において介護サービスを受けておりますので、その範囲内でどこまでの対応ができるかということをまずは優先して考えていきたいというふうに考えております。

その上で、そこでもどうしても対応できない場合、例えばですけれども夜間ですとか、休日ですとか、24時間体制で介護が必要な場合などになった場合には、これまでの介護サービス事業者では対応できないというかたちになってまいりますので、これについては、基本的に…ケアマネージャー含めて…状況を聞き取った上で、対策本部の中に支援チームを設置していこうというふうに考えております。対象となるのは保健師、看護師、あるいは介護職などで構成されると思っておりますけれども、そういった専門の支援チームが、どうしても対応ができないケースについては対応していくというふうに決定をさせていただいております。過日、その関係者によります対応の打合せなども行っておりますし、下川町で決めております感染症対策マニュアル…この中にも支援チームをきちんと位置づけをしてですね、万が一のための対応を取ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（近藤八郎君） 1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） 一民間人ですから、どこの町でも公表はされないんですけども、非常に困った点は、まず移送態勢ですよね。例えば家族の方が…自分の親を介護して生

活していると。たまたま感染して検査を受けたら、その介護をしている人が陽性、残された高齢者が陰性ということで…当然この家族は病院なり施設に行かなくてはならない。残された人は陰性であったんですけども濃厚接触者ということで、どこかに移送しなくてはならない。その移送手段が非常に難しかったということがあります。

ですから、今、対策本部内に…支援チームですけども、これは時間をかけてやればいいというものではなくて、急いで…残された家族の移住場所をどこにするのか、そこでどういうふうにその人を保護するかということ具体的にやっていかないと、万が一そういう方が出た場合、右往左往しちゃだし、時間が置けないと。そこをですね、支援チームの中できちっとやっていただきたいというふうに思います。この点、お願いします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） まさしく仰るとおりでございます。感染者が出た、それから濃厚接触者になったという場合については、一刻も早く対応を取っていかねばならないということになっております。

先ほども申し上げたとおり、情報が開示をされない中では、なかなか分からないというところもございますので、そういった場合については、御心配な方についてはまずは相談をしていただくという…そういう体制を取らせていただいた上で、先ほども申し上げたとおり、個々の状況が非常に違いますので、その状況に合わせて素早い対応を取ってまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） 1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） 今の点はですね、よろしくお願ひしたい。残された家族は高齢者だけじゃなくて、小さいお子さんも…保護しなかったら生活できない子供が残される。

先ほど答弁があったとおり、本当に…近くに身内が居れば、それが一番なんですけど、居ない方もいらっしゃいますので、お願いします。

それでは…3回目ですので…さっきのワクチン接種の事で一つだけ聞きたいんですが、この接種順位ですけども、これは国の方針と同じで医療従事者がまず先行するという事になってますが、今、道内もかなり感染者数が抑えられて…少なくなっておりますが、それでもなお医療関係とか介護施設、そういう所でまだクラスターが発生するということがあります。それはなぜかという、養護施設などもそうですけども、そこで働いている職員の方が、家族内感染かどうか分かりませんが…経路が分かりませんが持ち込んで施設内というパターンがありますね。

それで、これは提案になりますけども、この医療従事者…大体これでいったら70名ぐらい…これがまず先行しますよね。それで、下川の場合は町の施設としてあけぼの園の職員…従事者の方、それから山びこ学園、こういう方は何名いらっしゃって、その方はこの医療従事者と同じく先行して接種ができるんじゃないかというふうに思うんですね。なぜかという、この接種は国の方針で各自治体に体制は委ねられていると…自治

体で決めても構わないんです…これは。そこをですね…どうかというふうに提案しますけども、検討の余地はありますか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 今のところですね、医療従事者というのは、先ほど申し上げたとおり病院職員、それから保健師、それから消防とされておりますので、今仰ったあけぼの園、山びこ学園について、どの程度早く打てるかというのは…今後調査しながら考えていきたいと思っております。

○議長（近藤八郎君） それでは、詳細説明について担当課長が予定しておりましたが、再度入場しましたので、説明を求めたいと思っております。
栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） それでは、私の方から、議案第1号 令和2年度下川町一般会計補正予算（第10号）に係る特定地域づくり事業の予算について説明させていただきます。議案については、1ページから2ページになります。事項別明細書については、3ページ、5ページになります。

議案第1号説明資料の補正予算概要書により説明を申し上げ、4ページの特定地域づくり事業協同組合について説明いたしたいと思っております。

まず、概要書でございますが、歳出では商工労働費、特定地域づくり事業として補助金51万円を計上しております。

歳入については、国庫支出金として、特定地域づくり事業の経費、2分の1の補助率でございますが、推進交付金として25万円を計上しているところでございます。

次に、4ページの特定地域づくり事業協同組合の説明をいたしたいと思っております。

この事業につきましては、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律…略して特定地域づくり事業推進法が、令和元年12月4日に公布されております。令和2年6月4日に施行となっており、町としては下川事業協同組合と連携しながら事務を進めていたところでございます。

今回、令和3年1月29日に総務省からこの事業の内示を頂き、今週末、あるいは来週に交付決定を受ける予定となっております。

事業内容について、この説明資料で説明させていただきます。

まず、人口急減地域の課題ということでございます。これは下川町にもいえるんですが、年間を通じた仕事がない、雇用条件が悪く一定の給与水準が確保できない、よって人口流出、移住の障害となっております。これは国の見解でもあるんですけども、そういうような見解があるため、今回、特定地域づくり協同組合制度というものができたわけでございます。

これについては、地域全体の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出していきましようということでございます。組合で職員を雇用し事業者に派遣する。安定した雇用

条件と一定の給与水準を確保できるということによって、将来的な地域の担い手を確保することができるということでございます。

制度の概要につきましては、対象地域につきましては、人口急減地域、過疎法に基づいて過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域をいいます。

対象団体は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合。町として今考えているのは、下川事業協同組合を想定して動いているところでございます。

対象事業につきましては、季節ごとの労働需要に応じ複数の事業所に職員を派遣する…いわゆるマルチワーカーという言い方になると思うんですけども…そういう人を派遣していきましようということになっています。

また、認定手続については、事業協同組合の申請に基づき都道府県知事が認定するというので、これについては10年の更新制となっております。

また、特例措置といたしましては、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を届出で実施することが可能ということで、それと併せて、条件は無期雇用職員に限る…有期ではありませんということで、簡単に言いますと…職員として扱いながら安定した雇用をしてくださという方に限ることになっています。

財政支援については、後で触れますけども、組合運営費の2分の1を市町村が財政支援をするということによって、事業が成立するようなかたちになっております。なお、市町村負担の2分の1を国庫補助…これは特定地域づくり事業推進交付金ということで、先ほど申し上げた交付金となっております。

また、根拠法令につきましては、先ほど言いましたように、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ということで、令和2年6月4日に施行されているところでございます。

左下のフローチャートを見ていただきたいんですが、真ん中に特定地域づくり事業協同組合というのがありますけども、そこに下川事業協同組合が入ることになります。

また、町外の若者等、町内の若者等が職員になることによって、地域づくり人材となりまして、下川町内の一次産業、二次産業、三次産業に派遣することができるということになっております。

町としての財政支援の関係でございますけども、それは右の方を見ていただきたいと思えます。

組合運営費の2分の1を市町村が財政支援します。そして市町村負担分の2分の1を国庫補助、そして国庫補助残の2分の1を特交措置していただけるというかたちで、実質8分の1の持ち出しになります。

また、対象経費につきましては、派遣職員の人件費、事務局の運営費となります。

上限額につきましては、人件費に関しては年一人400万円、事務局運営費につきましては600万円というかたちになっておりますけども、あくまでも上限でございますので、それをいっぱいいっぱい使って事業を進めるわけではないということを御理解いただきたいと思えます。

下の財政支援イメージにつきましては、派遣職員を3名と想定して102万円となっておりますが、将来…大体3人ぐらいで回していけたらと…事業協同組合は思っているところでございまして、財政のイメージにつきましては、組合の自己負担が今回の予算に

合わせたかたちなんですけども…大体 102 万円、そして組合の自己負担が 51 万円、そして町の補助金が 51 万円、そして財政措置…町の収入といたしましては、国庫補助が 25 万 5,000 円、特交措置が 12 万 7,000 円ということで、実質 12 万 8,000 円の財政措置となる予定でございます。

この特定地域づくり事業につきましては、下川町においてもタウンプロモーション推進部などによりまして、移住の促進や移住者と求人事業所をマッチングするような人材バンクなども取り組んでいるところでございます。ただ、従業員不足などの地域産業に共通する課題に対して、一定の効果はもたらしてはいるんですけども、まだまだ十分ではないと判断しているところで、特に担い手の確保だとか事業承継等の課題は依然として解決しておらず、更なる取組の必要があったことから、今回この事業を取り入れて、将来的には…ずっと長く働く人もいるかもしれませんが…派遣先の事業承継だとか、後継者がいない事業所など…うまくマッチングすれば、そういうことにつながっていければ町としてはいいのかなと思っていますところでございます。地域全体が安定した雇用と働きやすい労働環境を創出することで、移住者を中心とした就業人口の増加が図られて、地域産業の担い手も確保できるという観点から、この事業を進めてまいったところでございます。

今回、急遽、臨時会に上げさせていただいたのは、内示が出て、3 月スタートということで国の方からも指示があって、急遽臨時会の中で提案した次第でございます。どうぞ御理解のほどお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、追加説明がございましたが、補正予算全般についてこれから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 保健衛生費について質問いたします。基本的な考え方でございますので、理事者に答弁を求めたいと思います。

コロナワクチン接種については、目的は、接種して発症を予防し、死亡者、重症者ができる限り減らす、結果として蔓延の防止を図ることだと認識をしております。

そんな中で、接種は強制ではない、しっかり情報提供を行った上で、同意の場合に限り接種をする。効果、リスクの双方を理解した上で、自らの意思で接種をするという…基本的な考え方だと思います。

そんな中で、安全性、有効性が確認されている、幅広く理解を得ていくということが、まずは基本的であるということだと思います。

一方で、極めてまれであるが健康被害…副作用があると。いろんな報道関係でも最近では…まれに含まれるのかどうかぐらいな幅広いことがいろいろ言われているんですが、そんな中では予防接種法に基づく救済が受けられるということにもなっております。

そこで、1 点目なんですけど、さきの全員協議会の中でもお話をさせていただいて、考えは共有していると思うんですけど、選択の自由、健康に対する意識の多様性を尊重する

ということについて、基本的な考え方が…全員協議会后、整理されているのかどうか、基本的な考え方をお持ちになられたのかどうかというところが1点目でございます。

それから、2点目、下川町においては、さきの子宮頸がんワクチンの中でいろいろ議論をされております。

予防接種法で救済するという事なんですが、因果関係が明確にならないものについてはなかなか難しいというのが私の認識でございます。そんな中で、因果関係はさておいて、下川町が要領・要綱で救済といいますか…取り組みをしてきたと思います。そんな中でも議論があって、法体系にしっかり整備したらいいんじゃないかと…いわゆる条例化していくということですね。そのへんについても…良い機会でございますので、しっかり整理をされたらいいんじゃないのかなと思います。万全を期すということをしたほうがいいんじゃないかと。下川町の経験値からして、いろんな町民の健康の…助成する…助長する…それが2点目でございます。

それから、3点目でございます。御案内のとおり、コロナが起きてから1年が経ちました。大きな変化が生まれておまして…長期にわたっております。これは町ばかりではないんですが、命と健康を守るということを大前提としながら対策を講じてきました。

そんな中で、心身の不調を感じる、バランスが崩れると…いろんなことが起きてきています。ちなみに全国でコロナ感染に関するメンタルヘルスの全国調査をしました。これ12月31日に報告が出ているんですが、8割の方がストレスを感じている…いわゆるモヤモヤ感を感じているということですね。下川町に落とし込むとどうかという数字はあれですけど…全国を見ると…余り変わらないんじゃないかなと。さらに約半数が恐怖や不快感を感じているという実態です。こういう実態の中で…行動が制限されている中で、下川町が変わっていかなければいけないんだと思います。社会が変わっていかねばいけないんだと思います。これを…良いチャンスだと思うんですね…表現が適切かどうかは別として…良いきっかけになると。

そこで、例えばでございますが、一人でも行動できる…予防しながらどういうふうにする積極的な…健康を守るでなくて、健康をつくるという視点に変えていくということですね。

そんな中で一番良いのは、下川町も歩く人たちが非常に増えています。例えば従前の柵に捉われなく対策をしてほしい、取り組みをしてほしいということですが、冬に歩く時に…なかなか除雪されていなくて、既存の歩道を歩かざるを得ない。従前の考え方であれば、空いている所を歩いてくださいと、除雪計画にも入っていないし、お金もかかると。御案内のとおり、有酸素運動になるわけで、脳が刺激されてですね、同じ所を歩くとかではなくて、森の中だとか、太陽光を浴びて雪の中を歩くとか、そういうことで視点を変えるべきではないのかなと。ですから、そういう従前の考えではなくて、視点を変えながら歩く所の除雪をしていくとかですね、いろんな整備をしていくと。これが一つの例でございます。

もう一つ、高齢者の方が、本を読みたいと思っても図書室でどう借りるか分からないと、ですからどうも億劫になって行動に移せない。いわゆる今までできなかったことをやるチャンスの時だと思うんです。そして、好きな事をやるということは、心の健康

に良い事でございます。

まだまだ事例はあるんですが、そのようにしてスポーツだとか、文化だとか、そういうものに取り組んでいくという総合戦略的なものの取組ができないかと。

私が調べた範囲内では、個別個別ではいろんな展開をしているんですが、それをパッケージで一体的にやるということは全国的にもないと思う…全国的に目立つのが良いという意味ではないですよ…下川町だからできる…というふうに思います。ですから、そういう現状を踏まえて、健康をつくっていくということができないかと。

その中で、行政がやるとなると…負担が非常に多いですが、下川町内には臨床心理士の方がおられる、様々なインストラクターの資格を持たれている方がおられる、いろんな知見を有する人材が豊富な町でもあります。

一つ言い忘れましたが、例えば時間を制限しながら、みんなで花壇を整備すると…時間の余裕を持ってですね。その時に少額のお金を頂いて、お金が地域で回って地域の課題を解決できるとか、いわゆるコロナ禍において攻めのまちづくりをしていくということですね…そういうことができないかと。

そんな中で、先ほどの質問にもあったんですが、限られた人材の中でやるんですが、対策とチームがあるということなんですが、しかるべき專業…コロナ対策といいますか、こういう地域社会を変えていくための専門的な組織といいますか…セクション、それは課なのか、係なのか、プロジェクトチームなのか分かりませんが、専念できるチームをつくって、一般業務はやらない…ぐらいな体制をしっかりと整備してやらなければならないと思うんですね。それはやり繰りですよ…そういうことができないかというところを質問させていただきます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 非常に多岐にわたっての質問でありますので、答弁になるかどうか分かりませんが、考え方的一端を述べさせていただければと思います。

先ほど、担当課長からも説明させていただきましたけれども、今回のコロナのワクチン接種につきましては、対象者を一定程度…段階を踏み、そしてまた絞り込んでの接種になるかと思っております。一応対象となる方々の9割程度を想定しながらの計画を今立てているところでございますが、全容についてはまだ未確定の所がありますので、これから接種に向けて準備を進めてまいりたいと、このように考えております。

特に健康に関する方々に対しましては、持病のある方々に対しては、やはり医師との問診などの…診断が非常に必要になってこようかと思っております。また、報道等でも御覧いただいていると思っておりますけれども、妊娠をされている方々…こういう方々に接種はどのようなかたちになったらいいのかなどなど、いろいろな健康被害に対する準備を進めていかなければならないものと考えているところでございます。そのへんは医師や看護師、あるいはまた保健師等としっかりと協議をしながら、今後の接種の進め方を議論してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

それから、2点目の、様々な病症に対する予防の接種でございまして、これの条例化、

若しくはガイドライン的なものということになるかと思えますけれども、これについては法令に従いながら、今後は条例というのが必要かどうか、そのへんは下川町として検証してまいりたいと思う次第でございます。

それから、3点目については、縷々提案を頂きまして、本当にそのようなことも一つ一つ考えていく必要があると思えますけれども、現時点では、1次補正、2次補正ということで、担当も非常に政策形成に当たって頭を悩ませてまいりました。

今回の3次補正、これは既に全員協議会で説明をさせていただいているところでございまして、今、経済支援、さらに予防対策について、それぞれ起案を進めているところでございます。併せて、今頂いた内容等について、行政職員としてできる限り…どこまでやれるかどうかということは議論していく必要があるかと思えますけれども、頂いた提案等については、受け止めにさせていただきながら反映できるかどうかというのを検証してまいりたいと思えますので、御理解を頂ければと思います、以上です

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 質問が多岐にわたったんで…一部あれなんですけど、確認の意味で、専門的な負担軽減をしながら、やり繰りをしながら、コロナを契機として地域社会を変えていくという新たなセクション…これは後で答弁を頂きたいと思えます。

それから、その大前提となるのは…町はSDGsのありたい姿を示しています。是非ですね、ありたい姿から…私が今質問させていただいた問題を捉えていただきたいと。

町長自ら…挑戦するという良い機会だと思います。職員の方にも自ら挑戦する姿勢を明確に示すという意味で非常に…。さらには、誰ひとり取り残されないとかですね、新しい価値観を生み出すとか、世界から目標にされるとか、子供の笑顔…さらには幸せを育むという、是非ですね、ありたい姿からこの課題に対して対処、大局的に、俯瞰的に、包摂的に、そして寛容性を持った下川の個性をいかした対策、変わるチャンスだと思いますので、是非そういう視点で取り組みをしていただきたいというふうに思います。

業務を分けながら、負担をやり繰りしながら万全を期すということに対してはいかがでしょうか。ちょうど機構改革等も予定されている…今年やるようになっているかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 現時点では、なかなか理想どおりにいかないことと思えます。

それよりも先に、生命を守っていくという…行政としての使命感がございまして、そのへんを優先させながら、しかしそれぞれの所管の中で猶予があれば、そういうような活動も少し誘引をしていくということも必要かとは思えますけれども、現時点では専門的なセクションをつくるというのは本町にとってはちょっと厳しいところがあるのではないかと考えております。

また、SDGsのありたい姿…もうまさしく…今このコロナ対策についてはSDGs

そのものの形になっているのではないかと思います。一つ一つの課題を行政と住民の皆さんが一緒になって解決をしていくということに尽きるかと思います。特にSDGsの取組については、町の押し付けではなくて、住民の皆さんの声や活動の展開、経験などを、しっかり町として把握しながら共同でつくり上げていくことが非常に大事なことだと感じておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 町民の健康を守るために、今まで万全を尽くされているという理解の下で質問をさせていただいております。もちろん予防するということが大前提でございますが、是非お考えいただきたいのは、結果が起きて…先ほどあったように…メンタルだとか…これ全国のデータなので分かんないですが、私が聞き及ぶところにもやっぱりそういう現象が起きていると思います…メンタルの不調とかですね。ですから、これが町民からすると不調のきっかけ、兆し…そこで対処しなければ、どんどん深みに入っていくんで、それがひいては行政コストに跳ね返っていくし、基本的な町民の幸せというものの根幹を揺るがすものになるんだと思うんですね。ですから、対策ではなくて、前広な事をやるという趣旨で申し上げます。

是非ですね、現状を踏まえると、いろんなセクションを設けないというのは…それは分かりますが、是非、自ら挑戦し続けるという姿勢を、職員とともに町民の方にも示していただきたいということを最後…強く要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） コロナウイルスのワクチン接種について1点と、地域づくり協同組合制度について2点、質問したいと思います。

1点目は、接種券が配られてから接種していく…4月から9月末ぐらいまでの接種を予定しているようでございます。いろんな事を想定できると思います。例えば失念していて…来てほしい日に来なかったとか、副反応だとか時間の流れとともに…これはと思って途中で受けなくなった場合だとか。また、エビデンスがだんだん取れてくると、どれぐらいの期間…抗体が身体の中で保持するか分かってくると、今度は次の冬に抗体を残したいと考える人が出てくるかもしれません。

そのような希望に対して、どのように行政は対応していくのか。また、この期間から外れた分についてはワクチン接種しないのか。はたまた病院の方でその先を引き受けてワクチン接種をするものなのか。この部分について回答をいただきたいと思います。

もう1点、特定地域づくり協同組合制度についてでございます。

これの構成するワーカーさんは無期雇用職員に限るとの説明でございました。これ…希望的な観測として事業継承を考えているということでもあります。上手く事業継承がされたとして、想定3名のうち1名欠員が起きたりした場合に、これは事業協同組合がこの欠員の穴埋めを探して補填するのか、はたまた行政も関わっている以上、行政も一緒

になってこの欠員の穴を埋めていくものなのか、ここらへんの運営のあり方を聞きたいと思えます。

最後に、財政支援イメージについてでございます。イメージとして国庫補助、特交措置、実質負担として本町が12万8,000円負担することとなっております。

この事業自体は10年更新制となっております。この先もずっとこの補助制度が続くものなのか、確認のため回答いただきたいと思えます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めますが、簡潔にお願いいたします。
市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは、お答えしたいと思えます。

まず、期間でございますが、そこにつきましては…目標値でございます。ワクチンが本当に4月頃届くかどうか…いま現在分かっておりません。下川にどのワクチンが届くか、どれぐらいのワクチンが届くかも…いま現在分かっていない状況です。そんな中ですね、一応準備としては進めるということで、このスケジュールイメージになってございます。ですから、ワクチンが届き次第の接種となりますので、もしかしたら期間が後半に延びてくるということも考えられると思えます。

今のところ、接種につきましては病院の方をお願いして、医師、それから看護師についてお願いしていくこととなりますので、このへんの期間、それから接種場所についても、そういったところでは今後詳細については詰めていかなければいけないと思っております。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） まず、ワーカーが欠員になった場合の穴埋めについてはどうするかということになりますが、基本的には特定地域づくり協同組合を担っている事業協同組合が穴埋めをしますが、町としても移住者に対していろいろ措置を講じているものですから、そういう意味では…ある意味では移住者に対しての雇用の創出の場も特定地域づくり協同組合の方にあるよというような…情報を共有する、町と事組が連携をするようなかたちを取りながら穴埋めをする方法もあろうかなと思っております。

後、財政支援の関係でございますけれども、法律でございますので総務省に確認したところ、この法律については、10年以上は続くものと想定するということで、今回、この51万円の補正につきましては、あくまでも令和2年度の3月分の補正予算ということで考えていただきたいと思えますし、令和3年度におきましても、この特定地域づくり事業の予算を当初予算で上げておりますので、また定例会の中で説明させていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） 1点だけ確認を取らせてください。コロナワクチンの接種について、先ほど私は、町民の方が接種の時期をずらしたいとか、止む無くずれた場合、こういう場合は対応できるのかという質問をしました。お願いします。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それも詳細についてはこれからですけども、日にちを設定しますので、その日にちのずれについては可能かと思えます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。
5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） コロナウイルスワクチン接種の件です。様々なところで議論がされておりますが、この提案資料の中でも接種対象者の9割が接種する想定ということで、それぞれ受ける受けないは、住民の方の判断ということになるかと思えます。

ただ、大勢の方が集まる行事であるとか、今後、町が関係する会合であるとか、場合によっては雇用の際とか、そういった時に、ワクチン接種を条件とするようなことがないような配慮というんですかね…ワクチンを受けていないと対象になりませんか、ワクチンを受けている人しか参加できませんとか、そういったことがないような配慮というんですか…これは町に限らず民間団体とかも出てくるかと思えますが、そのあたりの配慮といったところも是非…ワクチンの接種…ある程度の人口がカバーされていく段階で、そのあたりのことも共有できるような態勢を取っていただければというふうに思いますが、そのあたりは何か…まだまだ未定のところが多いとは思いますが、国から何かそういったところが出てくるかどうかがあれば教えてください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） そのへんの…国からの指示はございませんが、今回のコロナワクチンにつきましては、そういった差別をしてはならないというような、そういった姿勢といいますか…国から示されておりますので、今議員が仰ったような…接種をするかしないかによって行動を制限されるようなことはないようにしたいと思っておりますし、そういったPRはしていきたいと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第1回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時32分 閉会

○議長（近藤八郎君） 町長から申し出により挨拶がございます。

○町長（谷 一之君） 臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本臨時会に御出席を賜り、提案させていただきました議案を精力的に審査いただきましたところ、お認めいただき、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

今臨時会において議決いただいた補正予算、特にコロナワクチンに対する予算では、現時点での対応策を説明させていただきましたが、未確定なところがまだ多々ございますが、執行に着手する上で準備を進めておかなければならない事案でございます。御理解を賜ったことに重ねて感謝申し上げます。

いずれにいたしましても、この新型コロナウイルス感染に関しては、町民の皆さんにとりまして最大の関心ごとでございますので、町行政として全力を挙げて取り組んでまいりますので、更なる御指導を賜りますことをお願い申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 以上で散会といたします。